

2019年11月12日(火)15:30～17:30 オルガ 5F 会議室

学習会

特定適格消費者団体の展望と課題 ―具体的事例を交えて―

講師： 特定適格消費者団体 消費者支援機構関西 被害回復検討委員会委員長
島川 勝 弁護士



森永ヒ素ミルク事件訴訟に関わられ、岡山の親の会とかかわりが深いとのことのお話から始まり、消費者庁が優良誤認表示の措置命令を行った「葛の花イソフラボン」配合機能性食品の代金返還請求活動の紹介があり、消費者裁判特例法の被害回復制度で差止請求の限界を突破する、と訴訟だけでなく和解も含めた制度活用の社会的意義を語られました。

現在の消費者裁判特例法の制度は、通知公告が特定適格消費者団体の費用負担になるなど、まだまだ消費者側の負担が大きい内容で3年見直しで改訂を求めていく方向であること。「弁護士」方式と「特例法」活動とのコラボで双方の限界を補填し合うことが有効な事や、事実に基づいた広告や事業を行いちゃんとしたものをちゃんと受け取れる世の中にすることは、消費者だけでなく事業者にもメリットがあるはず、とのことのお話は、非常に勇気づけられる内容でした。

文責 事務局